

令和3年9月7日

富良野市議会議長 黒岩岳雄様

市民福祉委員長 佐藤秀靖

## 委員会事務調査報告書

令和3年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

### 記

1. 調査案件  
調査第2号 民生委員児童委員の活動の現状と課題について
2. 調査の経過及び結果  
別紙のとおり

## 民生委員児童委員の活動の現状と課題について

市民福祉委員会から、令和3年第2回定例会で許可を得た、調査第2号「民生委員児童委員の活動の現状と課題について」の調査の経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、富良野市が取り組む民生委員児童委員の活動の現状を把握し、課題と対策について調査を進めてきた。

民生委員は昭和23年に制定された民生委員法で非常勤の地方公務員と規定され、市町村に設置された民生委員推薦会からの推薦を受け厚生労働大臣から委嘱される。そして民生委員は社会奉仕の精神をもって住民の相談に応じ、必要な援助を行うことで社会福祉の増進に貢献し、任期は3年となっている。

また、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねるとされており、子どもの見守り、子育ての不安・心配など今日的な問題等に関する相談対応等の職務も行い、地域福祉の重要な担い手として地域を支えている。

民生委員の配置は民生委員法により人口10万人未満の市は120世帯から280世帯ごとに1人とされ、主任児童委員は民生委員定数が40人以上の場合は3人を配置することとされており、主任児童委員は児童委員の中から厚生労働大臣が指名すると児童福祉法で規定されている。

本市における民生委員児童委員は約210世帯に1人配置され、53地区56名（内3名が主任児童委員）の委員が委嘱され職務を遂行している。

民生委員は民生委員法の規定により報酬等の支給はなく、活動に関する交通費や通信費・文具代等への費用弁償として国から委員一人あたり年間6万円程度を「民生委員・児童委員活動費」として自治体に対し地方交付税措置されている。本市においては市長が社会事務嘱託員として委嘱し、その活動費として月額約6,500円を支給し、民生委員児童委員協議会に対し、研修等に要する旅費などの活動費の助成を行っているが、こうした対応は他の自治体でも散見される。

民生委員児童委員の活動は社会環境の変化や市民の生活環境の変化により、相談案件は複雑多岐にわたり、少子高齢化や核家族化の進展により、地域社会とのつながりの希薄化が社会問題化し、高齢者福祉や子ども子育てなど、地域で取り組んできた「共助」が機能しにくい現代社会において、その機能を補完する民生委員児童委員の役割はますます重要になっている。

しかしながら、社会環境や生活環境の変化により全国的に民生委員児童委員のなり手が不足してきており、活動に対して時間的制約が少ない高齢者に頼らざるをえない状況が見受けられる。

本市における民生委員児童委員の平均年齢は令和元年12月時点で64.5歳、平均在籍年数は5年8カ月となっており、現状では3年ごとの改選で約3分の1の委員が入れ替

わっている。

また令和2年度の1年間の延べ活動日数は、全委員合計で6,808日となっており、一人当たり活動日数は年間121日で、その活動は高齢者や障がい者および子どもに関する調査訪問活動から会議・研修会参加など多岐に及んでいる。

本委員会では、民生委員児童委員の活動における経緯と現状を把握し、本市における民生委員児童委員の活動と課題について調査・議論を進め、下記の4点について本委員会として意見の一致を見た次第である。

### 1. 市から民生委員児童委員（以下「委員」という。）に対する情報提供について

一部の委員から市からの情報提供に関して疑義があった。

これは民生委員法に照らして市と富良野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）および委員との役割や関係性の理解・認識に齟齬があり、委員の活動が個人情報保護法などの制約を受けることが要因と考えられる。

こうした問題を解決するためには、毎月行われる民生委員児童委員連絡協議会（以下「民児協」という。）の研修会等を利用した市・社協および委員との情報の共有や委員同士の情報交換などを通じて、委員の不安や不満および精神的負担を軽減していく必要があると考える。3年ごとの改選時におよそ3割の委員が入れ替わっており、委員の役割や関係機関との関係性の理解と認識の確認と十分な情報共有に努められたい。

### 2. 住民支え合いマップ作成と管理について

住民支え合いマップの作成状況は市内全地区で作成済みで、全国の先進事例として高く評価されている。

しかしながらその内容・情報量は、地区の特性や記載する情報の整理において、作成する委員の経験や捉え方に多少の差異があることが明らかとなった。

このマップは各地区の委員が各自の活動のツールとするために作成するものであるが、高齢者や社会的弱者の見守り、災害時等には大いに役立つため、全地区での情報量の平準化と地区内での共有が望ましい。

一方で、個人情報保護法の制約を受けるため取り扱いには注意が必要となるが、市・社協・委員相互の創意工夫で更なる充実を図られたい。

### 3. 災害時における民生委員児童委員の役割について

災害時においては、市が避難行動要支援者名簿や独居老人名簿等に基づき避難行動要支援者と連絡を取るが、連絡が取れない方々に対し委員を通して避難状況や安否確認することになっている。

市と民児協の間で「避難行動要支援者支援に関わる個人情報の管理に関する協定」が締結されており、委員から市への要請により名簿の提供がなされるが、連絡が取れ

ない要支援者を委員が捜索に出て、災害に巻き込まれる2次災害の危険も危惧されることから、災害発生時の委員の役割を明確にして、関係機関と委員の役割の認識の共有を図られたい。

#### 4. 民生委員児童委員の活動しやすい環境整備と負担軽減について

年々複雑多岐になる社会問題の解決と、地域福祉の担い手としての委員の存在はますます重要になっている。

現行制度上、委員は無報酬で崇高なボランティア精神を有する方々に支えられているが、社会環境の変化や生活環境の変化により、市民の「善意」に頼る制度を見直す時期に来ている。委員のなり手の確保が問題となるなかで、委員の活動しやすい環境整備と負担軽減が求められることから、次の事項について検討されたい。

(1) 委員活動の一定の基準を示す「実務ガイドライン」等の策定を検討すること。

委員の活動が複雑多岐にわたり判然としないことから、精神的・身体的に過度な負担となる場合があるため、負担軽減や新規の委員就任時における職務内容の参考にするためにも、委員活動の一定の基準を示す「実務ガイドライン」等の策定を検討する必要があると考える。

(2) 委員の活動を広く市民に周知するため、より一層の広報活動を行うこと。

第三期富良野市地域福祉計画のアンケートによると委員の認知度は高いとは言えず、委員のモチベーション向上と市民の委員活動に対する理解を促進させるため、広報活動を充実させる必要があると考える。

(3) 委員活動に対する活動費の在り方を十分に検討すること。

委員活動は民生委員法で定める職務のほか、市の要請による調査やデータ作成などもあるため、市独自の裁量として活動費の在り方を社協・民児協などと協議のうえ、委員活動の充実に資する活動費の検討が重要と考える。